

# 保元物語

新院御謀反露顕并ニ調伏附内府実能意見ノ事

さる程に同じき八日閑白殿下、大宮ノ大納言伊通卿、春宮ノ大夫宗能卿参内して、来る十一日、左大臣流罪の由定め申さる。謀反の事既に露顕に依つてなり。其の故は左府、東三条に或僧を籠めて、秘法を行はせ、内裏を呪詛し奉らるゝ由聞えて、下野ノ守義朝に仰せて、其の身を召されければ、東三条殿に行き向つて見るに、門戸を閉ぢて敲たたけどもあけず。依つて西表にしのおもての南の小門を打ち破つて入りぬ。角振隼つのふりはやぶさの社の前を過ぎて、千巻せんぐわんの泉の前に壇を立て行ふ僧あり。相模の阿闍梨勝尊とて、三井寺の住侶なり。「宣旨ぞ、参れ」といへども音もせず。兵つはもの二人寄りて左右の手を引つ立つれども、腕を屈めて延さず、恰も力士の如くなり。「其の儀ならば法に任せ

よ」といふ程こそあれ、兵數多寄り、取つて伏せて之

を掲め、本尊并に左大臣の書状等、相具して率て参る。

藏人治部ノ大輔雅頼、一觴判官俊成、承りて仔細を問ふ

に、別の儀なし。閔白殿と左大臣殿との御中、和平の由を祈禱申すと云々。うんぬん されども左府の書状顯然なり。其

の状に曰く、

御撫物なものノ事承候畢。誓ヒ天ニ感ジ地ニ、応ジ曜宿良辰ニ、

於テ賞罰嚴重、冥衆影向めうじゅようかうノ地ニ、被ル、レ修セ無双深秘ノ法ヲ一事、尤モ以テ神妙之由、御氣色所レ候フ也。我レ聞ク

惠亮碎ケバ頭腦ヲ、備リ清和帝祚ニ、尊意振バ智劍ヲ、

加フ刑罰ヲ將門ニ。不ル及ニ人力ニ所、冥顯之擁護おうご如シレ

此。然者レバ發シ猛利誠心ヲ、致サバ丁寧懇志ヲ、何ゾ

不成ニ就素意ヲ哉。爰ヲ以テ帰ニ伏シ怨敵ヲ、相ニ從フ群

臣ノ謀ニ、奈何シゾ背カン礼法ニ乎。早ク慰セン鬱念ヲ此ノ時

也。再<sup>ビ</sup>耀<sup>ニ</sup>映<sup>セ</sup>光<sup>ヲ</sup>禪房<sup>ニ</sup>事、更<sup>ニ</sup>不<sup>ル</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>疑<sup>ヒ</sup>者也。

恐々謹言。

七月二日 頼長

件の法は、烏瑟沙魔、金剛童子、聖天供とぞ聞えし。

明王院相模阿闍梨御房

御返事

底本：国立国会図書館デジタルコレクション『保元物語評釈』鳥野幸次著

〔口訳〕

同じき八日に、関白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿が参内して、来る十一日に左大臣頼長を流罪にすることに定められた。謀叛の事がすでに露顕したからである。その故はかうである。左大臣が東三条に或僧をこもらせて、秘密の法を行はせ、内裏を呪ひ奉つてゐることが聞えたから、下野守義朝に仰せられて、その僧を召されたので、東三条殿へ行つて見ると、門戸を閉ぢてゐて敲いてもあけない。そこで、西表の南の小門を打破つて入つた。角振、隼の二つの社の前をすぎて、千巻の泉の前まで行くと、そこに壇を立てて法を行つてゐる僧がある。

相模阿闍梨勝尊さがみのあじやりしょうそんといつて、三井寺の住僧である。

「勅命であるぞ、参れ。」

といつたが、返辞もしない。兵つはものが二人寄つて、左右の手を取つて引立てたが、肘をかじめて延べない。まるで力士のやうである。

「その儀ならば制規の通りにして捕へよ。」

といふや否や、数多の兵が飛びついて、取つて伏せて、これを縛つて、本尊や左大臣の手紙などをも取添へて連れて來た。藏人くらうど治部大輔雅頼ぢぶのたいふまさより、一萬判官俊成いちらうはんぶわんとしなりが仰せを受けて取調べると、

「別段の儀ではありません。関白殿と左大臣殿との御仲がなほ

りますやうにと御祈禱をいたしたのです。」

といつたが、左大臣の手紙で事実は明白である。其手紙にはかうあつた。

御人形おんひとかたの事は承知しました。天に誓ひ地に感じ、九曜

二十八宿の吉日を選んで、仏神の賞罰も厳重に、幽冥の諸神仏の御加護もあるところで、此上もない深い秘法を行はれることはまことに奇特なことと新院も仰せられてあります。聞くところに依ると、昔、惠亮ゑりやうが頭脳づのうを碎いて祈つたので、清和天皇は御位に即かれ、尊意が剣のやうな智

慧を振つて祈つたので、平将門が滅びたといふことである。

人間の力の及ばないところに神仏の御加護のあることはかくの通りであります。ですから、猛く利きまごころをもつて、ねんごろにお祈りすれば、どうして予ての願ひの成就しないことがあります。であつて見れば、怨のある敵を降すために、群臣のはかりごとに従つて御祈禱を行はれても、なんで礼法にそむくことなどがあります。早く積る怨みを晴らすのは今です。再び名譽を寺内に揚げんことは決して疑ひがありません。恐々謹言。

七月一日 頼長

明王院相模阿闍梨御房 御返事

この秘密の法は烏瑟沙摩、金剛童子、聖天供といつて、怨敵降伏のものだとわかつた。